

○厚生労働省
○経済産業省告示第二号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十一条の規定に基づき次に名称を掲げる優先評価化学物質の指定を取り消したので、公示する。

令和四年三月三十一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

経済産業大臣 萩生田光一

環境大臣 山口 壯

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第11条の規定に基づき指定を取り消した優先評価化学物質の名称	整理番号
21	1, 2-エポキシブタン	(2)-229
58	o-クロロアニリン	(3)-194
89	過酸化水素	(1)-419
90	メタノール	(2)-201
103	1-オクタノール	(2)-217

111	イソブチルアルデヒド	(2)-494
114	アセトン	(2)-542
115	メチルエチルケトン	(2)-542
142	チオシアン酸銅 (I)	(1)-129
154	クロロベンゼン	(3)-31
158	<i>N</i> -メチルカルバミン酸 2 - <i>sec</i> -ブチルフェニル (別名フェノブカルブ又は B P M C)	(3)-2211
194	1 , 1 , 1 , 3 , 3 , 3 -ヘキサメチルジシロキサン	(2)-2956
215	テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム)	(2)-1820